

平成27年度 第1回 坂井市子ども・子育て会議 議事概要

日時	平成27年6月25日(木) 午後7時～
場所	坂井市役所 多目的研修センター 円卓会議室
参加者	石川会長 高尾副会長 武井委員 米元委員 大坂委員 多田委員 田中委員 牧田委員 事務局：高嶋部長 武田課長 三上参事 井上課長補佐 島津課長補佐 学校教育課：白崎課長 青山参事 西課長補佐
協議事項	(1) 坂井市保育所・幼稚園および児童クラブの入所状況について (2) 坂井市幼稚園保育料の改正等について
資料	資料1 教育・保育および児童クラブの量の見込みと確保 資料2 (保育所・幼稚園) H27年度入所児童数(27.4.1現在) 資料3 (児童クラブ) 定員、登録児童数(27.4.1現在) 資料4 H27幼稚園保育料(1号認定) 資料5 幼稚園・認定こども園(1号認定)利用者負担額(案) 資料6 幼稚園入園受付内容

## 1. 開 会

## 2. 会長あいさつ

## 3. 議題

会長：議事に入る前に、出席委員の確認を行いたい。現在、委員12名のうち、過半数の出席をいただいている。傍聴人はいないか。

事務局：いない。

会長：議事ごとに質問の機会を設けたいと思う。

### (1) 坂井市保育所・幼稚園および児童クラブの入所状況について(子育て支援課)

<事務局より資料1「教育・保育および児童クラブの量の見込みと確保」・資料2「(保育所・幼稚園) H27年度入所児童数(27.4.1現在)」・資料3「(児童クラブ) 定員、登録児童数(27.4.1現在)」にもとづき説明>

会長：今のご説明に対してご質問ご意見があればお願いしたい。まず、保育所・幼稚園の説明について何かあるか。

委員：0～2歳の3号認定の児童について、今年度入れない児童がいるのか。

事務局：入れない児童はいない。受入できる。

会長：確保の内容に対し不足が出ているが、受入は間違いなくできるということか。

事務局：ここに掲載した途中入所の児童は、昨年の新年度の申込時に申込された児童なので、この児童については入所可能である。

委員：これから引越しなどで、入れなくて困るということが例年あるのだが、その児童についてはどうか。

事務局：今から申込に来られる児童については、園の受入状況と相談させていただくことになる。

委員：転勤などでこちらに来られる場合には、小さいお子さんだと入れないという方が例年いるようだが、そのあたりはどうか。

事務局：0・1歳の受入だと保育士の確保が問題となる。希望があった時点で不足がある場合は、保育士を募集しているが、年度途中となるとなかなか申込がない。それで今からの途中入所の申込となると、少し待ってもらったり、新年度入所をお願いすることもある。

会長：坂井市でも待ってもらうことはあるのか。

事務局：途中入所については坂井市でも待ってもらうことはある。ただし、昨年の新年度の申込の時に途中入所で申込された方については、すべて受入できるよう対応している。保育士を余裕をもって確保できればよいが、財政的にはそれもできない状況がある。年度途中でも、保育士の確保ができれば順次受入している。ご理解いただきたい。

会長：保育士が確保できるか否かで、受入できるかどうかが決まる。難しい問題である。

事務局：特に、0歳だと3人に1人、1歳だと5人に1人という保育士配置の要件がある。財政協議の中でもいろいろ協議してきたが、少しでも保育士を確保したいと思い、必要な人数を要求はしているが、新年度の申込に対しては、途中入所も含めて確保しているが、そのあとの途中入所に対しては厳しい状況である。その中でもできる限り受入できるように対応していきたいが、100パーセントの受入は厳しい。

委員：自園でも大阪から引越してきた人が、入所したいと言ってきたが、まさか入れないとは思わなかったという例がある。

会長：そうなると、厳密な意味では、待機児童にカウントされてしまうのか。

事務局：どの時点で捉えるかはあるが、待機児童としては挙げてはいない。それがいいかどうかは微妙なところではある。

委員：待機児童は都会の問題と思っていたが、福井でもあるということになるかな。

事務局：保育場所の問題というよりは、やはり保育士の確保の問題である。保育士を確保できるかどうか大きな課題である。

委員：募集する時に、賃金をもう少し上げてはどうか。

事務局：財政課と交渉はしているが、なかなか難しい。途中入所の予約分については、受入できるよう対応しているが、急な申込にはなかなか対応しきれないところがある。ハローワークに求人を出しているか、ずっと出したままの状態が続いている。

会長：次に、放課後児童クラブの説明について、ご質問ご意見があればお願いしたい。低学年と高学年の見込数と実数で少しズレはあったが、トータルすると量としては確保できて受入は可能である状況との説明であったと思うがどうか。

委員：児童クラブに関しては、みなさん希望通りに入会できているようでよかったのではないかな。

事務局：現在、6月議会の会期中であり、一般質問で児童クラブに関して質問があった。1人あたり1.65㎡という最低基準が決まっており、それに対してせまいクラブがないか、環境的にどうなのかという質問があった。面積的には不足はないと思われるが、いろいろな要件があるので、一度児童クラブの状況について調査をして、改善できるところは改善していくと答弁した。この会議でも、調査が終了したら、次回の会議で調査状況について報告し、改善できるところはできればと思っている。

会長：ご案内のとおり、児童館には設置の基準上の面積要件はないが、児童クラブには1人あたり1.65㎡の条件がつけられた。新九頭竜児童クラブについては、登録数が多いがその条件は守られているのか。

事務局：面積を基準にして求めた部屋を通常クラブ室とって、児童が勉強する部屋の面積で出

したものとなっている。児童館の場合には、幸いにもそのほかにも部屋があることもあり、対応が楽な部分もあり、児童数がオーバーしている。助かっているとは思いますが、今後はなるべく定員の範囲内で運営していくようにしたいと思っている。また、磯部児童クラブでは、今年度から磯部第4クラブが地区からの了解が得られて交流会館をクラブ専用のスペースとして借りることができたので、上手に児童の配置をしていきたいと思う。

委員：今回の改正では、面積のほかに定員と指導員の質の問題がでていますが、そのあたりはどうか。

事務局：基準では1クラス40人に対し指導員が2人となっているが、公立の例でいうと従前から40人に対し3～4人の指導員を配置している。指導員については、基準に合致していると思う。

資格要件については、今年度より県の方が5年かけて研修を行う予定である。今年の10月から、年に嶺北と嶺南の2か所で200名ほどの研修を実施する。各市町から全指導員の5分の1ほどの人数が順次研修を受けていく予定である。坂井市でも県の割当に従って受けさせていくようにしたい。

委員：もう一つ気になるのが、気がかりな子の対応であるがどうか。

事務局：気がかりな子については、小学校とも連携を取りながら、できるだけ加配の指導員をつけていきたい。クラブによっては、(加配の関係で)児童の人数に対して指導員の割合が多いクラブもある。アレルギーの児童も含めて気がかりな子といっても多岐にわたっているので、アレルギー反応が出た場合にエピペンが必要な児童もいるので、研修等も含めきちんと対応できるように指導員を配置しているつもりである。

会長：他はよろしいか。それでは(2)坂井市幼稚園保育料の改正等について学校教育課よりご説明をお願いしたい。

## (2) 坂井市幼稚園保育料の改正等について (学校教育課)

<学校教育課より資料4「H27幼稚園保育料(1号認定)」・資料5「幼稚園・認定こども園(1号認定)利用者負担額(案)」にもとづき説明>

会長：坂井市の幼稚園保育料の改定についてだが、ご質問ご意見があればお願いしたい。

会長：ご説明のとおり、3年かけて金額を少しずつスライドさせていきながら、最終的には私立と同額の保育料に合わせるという改定のプロセスである。

学校教育課：私立の最高額の15,000円がどのように定められたかという点、市内にある私立の緑幼稚園が徴収している金額が15,000円だからである。その金額を上限として市立の金額も上げていきたい。もし、15,000円より安くしてしまうと、緑幼稚園からほかの幼稚園に児童が流れてしまう可能性もある。当然、保護者のサービス面での選択はあると思うが、金額的には、私立と同等にした方がよいのではという考えから、最終の最高額を15,000円としている。本来なら国の基準は、最高額が25,700円であり、その金額までは徴収してもよいと国が示している。坂井市では15,000円、福井市では21,000円と、各自治体の考え方で金額を定めていきたい。

会長：資料5には、参考として他の市町の保育料が掲載されており、自治体によって、財源のこともあり考え方が違っているようだ。坂井市の場合は、福井市のような形態・やり方で合わせていくという方針のようであるがどうか。

委員：段階を設けて上げていくという点では、市民の方には急激なイメージがなく受入してもらえるのではないかと。資料を見ると、越前市はずいぶん安いようだ。その他の市町は、坂井市と比較してもそんなに差があるとは思えない。

学校教育課：幼稚園については、市町によって捉え方・あり方が違っている。越前市は少し特殊な面もあるのではないかと。なかなか比較するのは難しい。越前市以外にも鯖江市も安くなっているようだ。

会長：国の基準額に対して、おおよそ6割ぐらいの設定となっていると思われる。私の意見では妥当な金額だと思うが、他の委員はどうか。

学校教育課：会長がおっしゃったように、国の基準額に対して何割かという表を、下段に示している。平成30年のところを見てもらうと、いずれの階層も0.58~0.59の割合となっている。そのさらに下に書いてあるのが、前年度の保育料に対する上昇率である。第5階層については、平成28年より1.89、1.41、1.25と、その程度上がっていくということを明記した。

会長：実際に必要な経費に対しては、市が持ち出すという理解でいいのか。

学校教育課：そのとおりである。

委員：この金額では、すべての経費は賄えない。

学校教育課：そのとおりで、この金額ではすべて賄うのは無理である。

委員：そのあたりのところも、保護者の方に理解していただく必要がある。今までが安すぎたということだ。保育料ですべてが賄われているわけではなく、当然税金も使われているということだ。

学校教育課：そのとおりで、料金改定してもそれが十分賄えるほどの財源とはならない。

会長：仮に、私立の保育料を変更するとなった場合に、公立はどうするかという課題はある。見直しはどうか。

学校教育課：緑幼稚園からは今のところそのような話は聞いていないが、経営の問題で変わることはありうる。緑幼稚園も、認定こども園に変わるという選択肢もある。そうなった場合に、経営をどうしていくか。認定こども園となると、坂井市で定めた保育料にしなくてはならなくなる。現在は、一律15,000円だが、認定こども園になると所得階層ごとに徴収することになる。

会長：今後の料金改定の手続きについてはどうか。行政上の手続きがどうなるかご説明いただきたい。

学校教育課：みなさんからいただいたご意見をもとに、議会で説明していくことになる。そこで方向性が認められれば、各地区ごとに保護者の方への説明会を開催することになる。資料6のサービス面の違いもあるので、そのことについても説明していきながら、新年度の申込募集をすることになる。

<学校教育課より資料6「幼稚園入園受付内容」にもとづき説明>

会長：市立幼稚園の入園受付の内容についてだが、ご質問ご意見があればお願いしたい。

委員：市としては、この変更点によってどういう風に何が変わると思われるのか。統一したことで、坂井市内の地区ごとの混乱はなくなるのではないか。

学校教育課：ないと思う。市民からの問い合わせの時にも、今まではどこの地区かを詳しく確認しないと、間違った内容を伝えることになりかねなかったが、サービス面を統一することで混乱はなくなると思う。

委員：あとは（預かり保育について）常識的になることだろうか。

学校教育課：今までは、預かり保育については無料だったので、お金がかからないこともあってか、必要性があまり無くても預ける保護者もいたようだ。これからは、本当に必要な人のサービス内容の選択が出てくるのではないかな。

合併して10年間バラバラだったのが、やっとここにきて統一したものができるということで、そのへのメリットが一番大きいのではないかな。

会長：定員が設定されて、1クラス8人以下の場合はクラスを統合するということが、仮に9人以上になった場合に、何歳児が何人集まるかにもよるが、その場合も一部統合クラスという形になるのかな。

学校教育課：なる可能性はある。年齢のバランスに応じて考えなくてはいけないので、難しいところもある。職員の配置もしないとはいけなくなるので、保護者の方と相談させていただくことになる。

学校教育課：料金をとる預かり保育料の件だが、26年度だと8割の方が利用している。ほとんどの方が利用しているなので、その方たちの料金(負担)が変わってくることになる。

委員：私の子どもが春江東幼稚園に通っているのだが、仕事の関係上、預かり保育を15～16時まで利用している。来年度からは15時までとなっているが、保護者目線でいうと、一時預かりという形がなくなるので、幼稚園という選択肢がなくなるということか。

学校教育課：なくなる。

委員：15時までには仕事を終わらせて迎えにいかなくてはならないとなると、幼稚園や幼保園に通わせたくても通わせられなくなり、認定こども園とか保育所ということになるのかな。

事務局：幼保園だと、保育所という選択肢がある。16時までという短時間の設定もある。

委員：保育所となると、保育料金が変わってくるのかな。

事務局：変わってくる。

学校教育課：保育所の短時間の入所となる。今までの1号認定が2号認定となる。

委員：保護者の方が、この内容を見ると理解が難しいのではないかな。知っている保育士さんや幼稚園の先生などが見ればわかるのかもしれないが、変更点などが保護者の方が見たらわかりづらい面がある。15時以降はまったく預かってもらえないように受け取られる。幼保園になるのはわかるが、説明会に来られない保護者の方が、この内容を見た時に混乱する

ことがあるのではないかと。保護者の方には、もっとわかりやすく説明するようにしてほしい。

学校教育課：この資料が幼稚園のサービス内容しか書かれていないので、そのように感じるかもしれないが、保育所のサービスもわかるといいということか。保育所と幼稚園のサービスの違いが一度にわかるようにするといいということか。

委員：保護者の方は、1号認定・2号認定・3号認定と言われても混乱してしまう。わかりやすく比較できる説明があるといいと思う。

学校教育課：比較できるといいということか。わかりました。

事務局：この資料は、市内全域を対象に書かれているが、実際に説明する時には、地区ごとに説明することになる。以前、三国地区に説明に行った時にもそうだったが、保育所と幼稚園の比較をしながら説明したので、春江地区の場合も、春江地区に絞ってわかりやすく説明できると思う。

委員：できるだけわかりやすい資料をお願いしたい。

学校教育課：今回の資料は、各地区バラバラだったものが統一したという視点で作成しているので、ご理解願いたい。

会長：確認ですが、預かり保育が15時までになることによって、田中委員のように利用された方がすき間ができてしまうということはないのか。必ず2号認定に変わることによって受け皿はできるということでのよいのか。

学校教育課：できます。保育料金は変更になることにはなりますが、預けることはできます。

委員：保育料の問題はありますね。

委員：受入の年齢の問題もある。3歳でも利用できる保育所と、満3歳になった翌年度の4月から利用できる幼稚園との違いが出てくるのではないかと。

学校教育課：年齢の問題ですね。

委員：そのことは意外に大きな問題であったりする。きちんとした説明が必要になってくると思う。保育所の場合は途中入所ができるのでまだよいが、幼稚園の場合は4月にしか入所できないので、ある意味選択が一発勝負だと思う。

学校教育課：幼稚園は満3歳になれば入れるが、年度の途中で3歳になってもその年度には入れない。

委員：保護者もいろんな条件があったら不安になると思う。

会長：坂井市では、(幼稚園での)満3歳になった年からの受入はしていないということか。

学校教育課：していない。

会長：3歳になった後の4月からということか。

学校教育課：そのとおりである

委員：保育業界の人はそのことはわかっていると思うが、一般の保護者の方にはわからない人も多いと思う。

委員：私の子も、1月31日でちょうど3歳になったが、坂井町のこども園が幼稚園部もできるということで、「ちょうど入れてよかったですね」と先生に言われて、初めてそういう制度なんだと知った。ほかの保護者の方に聞いても、保育所の感覚が強いので、先生に聞いて初めてわかった。難しいと思った。

委員：我々が常識だと思っていることが、一般の子育て者にはそうでないこともある。情報の伝達をしてあげないといけない。

学校教育課：最近そういう問い合わせがあったので、そのあたりを説明した。9月から入りたいとのことだったので、3歳になっているのか聞いたら今からなるとのことだった。

委員：定員が空いていたら、当然入れると思うだろう。

学校教育課：定員は空いているが、要件で入れない。その点についてはまた工夫していきたい。

委員：保育所や幼稚園という選択肢があったり、1号認定・2号認定・3号認定と言われてもなかなか理解が難しい。子育て者に親切な情報を出していただくことが大事である。

会長：他はいかがか。保護者の方に丁寧に説明をお願いしたいという要望なので、ぜひお願いしたい。

学校教育課：了解した。

#### 4. その他

会長：その他ということで、何かあるか。

事務局：次回の会議は、来年の2月頃を予定している。子ども・子育て支援計画の平成27年度実施における進捗状況について、点検・評価を行う予定である。

会長：予定していた議案は以上なので、一旦事務局にお返しする。

委員：一つだけよろしいか。私がいつも思うのだが、ここにお集まりの方は、教育や保育の専門家の方なので、お願いしたい。先ほどの入所の年齢の問題のように、子育てされている保護者の方は、知識に乏しい方もいらっしゃるので、今年のように制度が変わっていくこともあるし、子育てされる方は不安だと思う。できるだけ一般の方の目線で制度の説明をしてほしい。この前に、福井市で「子育て世代のためのまちづくり懇談会」が商工会議所主催で開催された。福井市や県も後援となっていた。実際に子育てをしている方の意見を吸い上げる場が坂井市でもあるといいと思う。専門家だけが決めていくというのではなく、一般の方の意見も聞いてほしい。福井市でしかやっていないので、うらやましいと思ってチラシを持ち帰った。

学校教育課：それはどこの主催か。青年会議所が主催か。

委員：青年会議所が主催である。福井市と県の後援をもらってやっている。県や市長に意見書を答申すると書いてある。うらやましいと思ったので、坂井市も、機会があればぜひ一般の子育て者からの意見も聞いてほしい。あと、これは自分の例であるが、自園はサッカー場の近くにあり、自分としてはすばらしい環境だと自負していたが、通園している保護者の方に聞いたところ、子どもといっしょに遊ぶ場がほしいとのことだった。サッカー場も温水プールもあるが、サッカー場の人工芝のところやほかの芝生のところにも入れないし、そのほかの緑のところはおじいちゃんおばあちゃんがゲートボールをしていて使えない。子育てしている人にとっては、決してすばらしい場所ではなかったようだ。保護者の方は子どもと遊べる広場が欲しいと言っていた。保育のサービスを提供している者と、実際に子育てしている者とは、感覚にギャップがあると感じたので、先ほども言ったが、ぜひ坂井市でも一般の子育て者からの意見も聞いてほしい。

会長：以上のようなので、一旦事務局にお返しする。

#### 5. 閉会